

海外のキャッシュレス決済の傾向と 日本の今後

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

本連載もいよいよ最終回になりました。今回はまとめとしてキャッシュレス決済の海外と日本の違いや、今後のキャッシュレス決済がどうなっていくか、などについて解説します。

日本のクレジットカードは異端

まず、日本のクレジットカードは、海外でいう一般的なクレジットカードとは異なります。海外といっても広いので国や地域で事情は異なるのですが、それでも海外でクレジットカードといえば普通はリボ払い専用のものが正統といえます。一括払いのカードは限定的で、むしろ例外的な存在です。さらに、意外にもリボ払いの手数料が高い地域も多いです。日本のクレジットカードにはおおむね15%の金利が設定されていますが、クレジットカードが普及するアメリカは20～30%、カナダもおおよそ20%と、いずれも相当高い水準といえます。アメリカでは連邦法(federal law)が貸付の上限金利を定めていないため、基本的には金融機関などが任意に設定しています。しかし、それでなぜ問題にならないのでしょうか。答えは単純ではないのですが、あえて一言でいえば、リボ払いの手数料(APR: Annual Percentage Rate、実質年率)はクレジットカードの発行者と消費者の間の経済条件の1つで、消費者がその条件に納得しているからといえます。アメリカでAPRはクレジットカードの商品性を表す指標の1つで、消費者がクレジットカードを申し込む際の選定基準にもなっています。利用者にとって

APRは低ければ低いほどよいわけですが、APRが低いカードは一般に信用スコアが高い人向けのハイステータスカードになっています。信用スコアが低い人はAPRが高いクレジットカードしか選択できず、低所得者は高所得者よりも高いAPRを払う必要があるわけです。実はこれはアメリカなどの経済状況を象徴しているともいえます。つまり、高所得者は支出をますます増やし、低所得者は支出を抑えざるを得ないという格差も生み出しているわけです。

アメリカでは年会費が無料のクレジットカードが多いですが、その代わりに利用者は高いAPRを支払っています。これが年会費以外に利用者が手数料などを支払うことのない日本のクレジットカードとの大きな違いです。クレジットカードの入会時の対応も異なります。アメリカでクレジットカードを発行する銀行の多くは、入会を促すために入会直後一定期間はAPRをゼロにしたり、利用額の多い会員にはAPRを低く設定したりするなどして、新規利用者を勧誘することがよく行われています。これは日本でいえば入会時にポイント付与率を2倍にするなどの対応の代わりともいえるでしょう。

銀行口座のSavingとCheckingの違い

クレジットカードばかりでなく、銀行のサービスも日本と海外で異なる面があります。例えば、多くの国で銀行がクレジットカードを発行している点は、日本と大きく異なる側面といえます。今では日本でも銀行がクレジットカード

を発行することが可能ですが、以前はできませんでした。そのため、日本では銀行に代わり数多くのクレジットカードの発行や加盟店の開拓を行うことに特化した「クレジットカード会社」が設立され、クレジットカードを発行してきたという経緯があります。

次に欧米型の銀行の特徴に、口座を開けると Saving Account と Checking Account の2つの枠が設定されるという点があります。Saving Account、Checking Account のどちらにも資金を入れることができますが、Checking Account には金利が付かず、金利が付くのは Saving Account のほうだけです。一般にクレジットカードや小切手の支払いなどの日常的な支払いは Checking Account で行い、預金目的の資金はなるべく Saving Account に入れておく、という使い分けをします。入金については小切手を払い出す場合や、銀行振込によって入金を受ける場合に Saving Account と Checking Account のどちらで受け取るのかを選択しておくこともできます。

次に、アメリカなどの多くの国ではクレジットカードがリボ払い専用のため、その月の利用額に応じて定額 (minimum payment) の支払いと、それを超える利用分が残高 (Credit Balance) として残ります。これは日本でいうリボ残高に当たります。リボ残高は負債なので減らすように心がける必要がありますが、そのためには繰上返済をすればよいわけです。リボ残高の繰上返済に関しては、日本ではカード会社が提携する ATM から現金を振り込むなどしなければならず面倒です。アメリカなど海外の銀行では Credit Balance の支払いを月末だけでなく、事前に Checking Account から支払うこともでき、日本よりも簡単に「繰上返済」ができるようになっています。アメリカなどでは高い APR を利用者に払わせるばかりでなく、返済するためのインフラも整備されているわけです。インターネットバンキングやスマホアプリには Saving

Account、Checking Account、Credit Balance の3つの枠とそれぞれの金額が常に表示され、利用者は金額(残高)を見ながらそれぞれの枠に資金を移すなどして管理できるようになっています。例えば、確定申告還付金や株式売却益などが入るとその資金を Credit Balance に充てて返済する人も多いという話も聞いています。

さらに、海外ではクレジットカードに加えてデビットカードの併用が進んでいます。そもそも信用スコアが低くクレジットカードが持てない人もいますが、クレジットカードを持つ人がデビットカードも持つことも多いです。アメリカの Visa (ビザ)、MasterCard (マスターカード) の利用額は既にクレジットよりもデビットのほうが多い状況で、それ以外の国や地域でもデビット利用がクレジット利用を上回る所が多いです。アメリカなどではデビットカードの支払いを Checking Account に設定しておき、日常の支払いはデビットで、高額で残高不足が心配な支払いをクレジットにしておく、という使い分けもよく行われています。

日本とは少し異なる海外の BNPL

一時期、海外で BNPL (Buy Now Pay Later) の普及が進んでいる、というニュースが飛び交いました。海外で BNPL というと、クレジットも含めた後払い全体を指すことが多いです。クレジットカードは、保有するために一定以上の信用スコアが求められるなどのハードルがあるわけですが、BNPL はクレジットカードとは異なり信用スコアなどの条件がなく利用しやすい簡易な方式が話題となり、この簡便さが消費者に受け入れられたという背景があります。「簡便さ」が消費者に受け入れられた点は日本のコンビニ後払いと同じなのですが、海外ではコンビニで代金を支払う方式は少なく、ほとんどがアプリで支払う方式になっている点が異なります。アプリでの支払いは銀行口座と紐付けて支

払う方法に加え、クレジットカードで支払えるBNPLもあります。後払いをさらにクレジットで支払う、という点に疑問を感じる人もいますが、結果的に海外では過剰債務の増加などが問題となり、BNPLも金融当局の規制下に置かれるようになった地域が増えています。

今後の国内のキャッシュレス決済

今後の国内でのキャッシュレス決済の動向は混沌^{こんとん}として明快ではないのですが、差し当たり3～5年程度先までを想像してみると大きく2つの流れが見えてきます。1つは、言うまでもなくネット、スマホ化がさらに進むことです。今の若年層の行動を見れば、それに異論を唱える人は少ないと思います。スマホを使って決済するということは、本連載でも述べたとおり、プラットフォームやスマホアプリなどが重層的に絡む複雑な関係の中で決済が処理されるということで、そのような決済が今後ますます増えていくというわけです。

もう1つの流れは、しばらく新しいスマホ決済やキャッシュレスサービスが増えて、乱立気味の状況が続くと考えられることです。例えば、2023年8月末時点での前払式支払手段発行者の登録は自家型が1,183、第三者型が873もあります。注目すべき点は自家型の登録数が近年増えていることです。簡単に言えばプリペイド銘柄が増えているということです。最近は、コード決済などのキャッシュレス決済アプリを、以前よりも簡単に用意できる環境が整いつつあります。そのため、特定のショップや地域に限定して利用可能なプリペイド式のスマホ決済サービスが増加しており、デジタル地域通貨などはその一例といえます。プリペイドだけでなくクレジットカード払いも多様化しています。これまでのクレジットカードだけでなく、スマホ決済にも

クレジットカード紐付け、あるいは少額のリボ払い(少額包括信用購入あっせん)などが組み込まれていく傾向も表れています。

最後に

キャッシュレスサービスの種類が増えたとしても、その基本はシンプルに後払い、前払い、即時払い(銀行口座)に集約されます。専門的には包括信用購入あっせん、前払式支払手段、資金移動、銀行口座(デビットや送金)の基本的な枠組みに多くの事例が当てはまります。それに加えて、変則的には収納代行が用いられている場合もあります。さらに暗号資産やステーブルコイン*などが絡む事例もありますが、現時点で収納代行、暗号資産、ステーブルコインなどはキャッシュレス決済とは別枠としてとらえ、その解説などは別の記事などに委ねたいと思います。

キャッシュレス決済が絡むトラブル解決の方法に近道はありません。チャージバックなどの適用を追求することも大切かもしれませんが、それ以上にキャッシュレス決済の基本的な枠組みを正しく理解し、事象をみて冷静に整理、分析できるかどうかの方がより重要です。そのためには相談者の説明をうのみにせず、さまざまな角度から事実を確認していくことが必須といえます。交渉は、関係する販売者や事業者と事実に基づき合理的に、かつ粘り強く進めていくことに限ります。結局のところ、これ以外に問題解決に結び付く方法はないように思います。

日々業務に忙しい相談員が、キャッシュレス決済の基本を一つ一つ理解していくことは容易ではないと思います。それでも、本連載がわずかでも相談員の皆さんの業務のお役に立てることを願いながら、本連載を終了したいと思います。ありがとうございました。

* ブロックチェーンなどの暗号技術を用いたデジタル通貨の一種。価値が相場で変動する暗号資産に対し、ステーブルコインは、例えば「1〇〇コイン=1円(日本円)」、というように法定通貨で価値を裏づけたもの